

住宅労働争議に對する

嚴正批判

労働側要求の價值如何

別頁記載の如き原因よりして住宅労働側の職工千数百名の者が結果として第一回の嘆息書としての要求を提出するに至りし事は労働条件改善のため當然の處置と云ふべきである...

労働団体交渉権の二實例

本會議の眼目の一である労働交渉の事に就て既に解決したる大電及び藤永田の先例を見るに兩者共に廣義の労働交渉権にあらざるして極く局限せられたる狭義の労働交渉権を得たのであつて労働交渉権と雖も大きくする程の者でなかつたのである...

五、交渉不調の場合と雖も一週間以内は其争議に關して解雇を爲し又は同盟罷業を爲さざる事(以上大電解決の條件)

一、労働者が他の労働団体に加入するの自由を妨げず
二、去る八日附回答の(ロ)交渉の範圍は大電左の事項となすの意志なり
(一)一般賃金の増減(二)作業時間の伸縮(三)保健、衛生互助非営利他職工全般の福利増進の爲めにする事項(以上藤永田解決の條件)

第一、労働交渉権の件
(一)藤永田造船所内で従事する労働者のみを以て組織する組合を交渉団体として認むべし
(二)其の団体の内容、組織、方針交渉の範圍及び方法に關しては得なさを叫んで喜ぶ如きは餘りに形式に囚はれ雇員に走つたものであつて眞面目なる労働者の口にするに堪はずべきものたる事を知らねばならぬ。

労働団体の交渉権二實例の價值

以上の二實例を以て考ふれば以下の我國に於ては労働交渉権と云ふ一種の労働交渉権の參加権を得る外に多くを望む事が出来ぬ事が分るのである。之をバロメーターとすれば、目下争議中にある住宅労働工場の労働争議に對しても自ら釋然たるものなればならぬ、即ち住宅労働側が固く執つて動かざる別頁記載の第一回の回答案第一條なる労働交渉権に關する條項中に認めたる所謂「労働側」の意義は、大電の認めたる百名以上と限定せざるを以て、五人で十人以上も構はない譯であるから大電以上に廣く認められたのではないが、又、「職工の幸福増進」と云ふ意味の中には藤永田が二三に分類したる個

住宅労働の認むる労働交渉権如何

以上の二實例を以て考ふれば以下の我國に於ては労働交渉権と云ふ一種の労働交渉権の參加権を得る外に多くを望む事が出来ぬ事が分るのである。之をバロメーターとすれば、目下争議中にある住宅労働工場の労働争議に對しても自ら釋然たるものなればならぬ、即ち住宅労働側が固く執つて動かざる別頁記載の第一回の回答案第一條なる労働交渉権に關する條項中に認めたる所謂「労働側」の意義は、大電の認めたる百名以上と限定せざるを以て、五人で十人以上も構はない譯であるから大電以上に廣く認められたのではないが、又、「職工の幸福増進」と云ふ意味の中には藤永田が二三に分類したる個

たのであるが今後は他の従業員中よりも委員を參加せしめる様になつたのである、故に大電の団体交渉権云々と云ふは流石形式であつて其實質は委員參加權を得たと云ふが至當であるのである、委員參加權は最初の回答案で得て居るにも拘はらずアンナ慘劇を演じたのは實に無意義であつて之を許す言葉に苦しむものである(大電及藤永田の争議に關しては次號に詳論する)次に藤永田に關する団体交渉権の件も大電と其趣を一にして居るのである、即ち八日附回答に見る如く所工場に於て認むる団体と云ふは工場側委員と従業員側委員とが合意の上出來たる団体であつて取りも直さず大電の労働調査會と同じ性質の者ではないが、併し同じ意味の事を異つた文字に表はしたる爲めに解決したと云ふに至つては愚慮らしくして開いた口も塞がらないのである、要するに兩者共、一種の工場委員制に於て従業員が其一委員に參加する様になつた本例に過ぎない。

條悉くを含んで居るのは無論であつて、而かも夫れが藤永田の如く一団体として扱はれて何れに對しても「其団体の意見を發せしめ即ち聞くであつて換言すれば交渉するの場ではないが、斯く解することを可能ならしめば住宅労働側が認めたる労働交渉権なるものは積極的には言はないが大電、藤永田より一層廣き意味の者である云ふべきである。

形式よりも實質を得よ

併し之れ等の事は前にも述べた如く形式的、外形的の事であつて實質的、本質的のものではない、事を知らねばならぬ、形式的、外形的なる労働交渉権の事などは少くも範圍が狭からうが廣からうが問題ではない、況んや之れが爲めに、種々の慘劇を演ずるなどのことは馬鹿の輩頂と云ふの外はない、然らば實質的、本質的の労働交渉権は如何であるか云へば、労働者、団体其者自ら自然に備へて行く力である、即ち處に依れば住宅労働側にも會社として振舞ふより認めて居る、親友會なる一の団体がある、此の団体に向つて充實を計り力を添へて行く事は、一舉手一投足會社として種々を感じ職工としても直接利害を感ずるものである、されば眞面目なる職工としては此の団体に向つて突進して行く事が、手取り早く而かも有意義なる進歩方であると思はねばならぬ。

住宅労働争議の結末如何

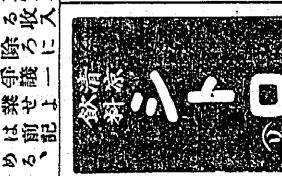
以上労働交渉権に就ての批判であつたが次に物質問題である賃金加増と美特高課長はコンナ例は西洋の労働史上にも見出す事の出來ない新記録であると思つた事の事である、實に這は組長會の美舉である、平戦上の等が通りつゝある争議は所謂西洋の權利義務思想より出たものであつて、組長會の採りつゝある所は所謂日本流の情義主義とも謂ふべき犠牲的精神から出たものである、組長會の精神を押し扱ひれば、故乃木大將軍に見る所の精神と同一體のもの

に過ぎなかつた、藤永田にしても同じ事で解職手當の如きも最初の程は工場側と職工側との主張に非常な懸隔があつたに拘はらず終には工場側の主張通り誰か語々たるのみならず工場側は第一、第二回の回答共に犠牲者を出さざる事を承認して居つたに拘はらず遂に制限なく犠牲者を出さしめて一言の異議も云はれない様を構はむべき解決となつたではないが、此の實例より推せば現に争議中の住宅労働側も或は龍頭蛇尾に流れ、切つ切つた労働交渉権に關し三の狂言を加へ、物質的要求は泣き入りとなり、御負ひに出さなくても好い、失業者を出す様なことにははしりか、併し乍ら住宅労働側の争議に限らず他に實例を見ざる處の有力なる渡船が出來た事を喜ばねばならぬ、此の渡船を利用する時は此の争議をしめて其の目的を安全に彼岸に達せしめ得ると思ふ、ソレは何であるか組長會の關係案其者である。

電線労働争議の勝敗の分歧

別頁に記載する如く組長會の調停案は、組長、職長が得る處の定期昇給、定例休暇中の給料及び期末賞與の三者より、今後三年間に互る収入金三萬一千餘圓を擲り出して降ろし會社側に掛け合ふから今回の争議一件を組長會に任せて兎に角降業せよ或一會社に譲歩の餘地なき時は前記の三萬金を平職工に分配せしめる、若しも會社が譲歩もせず三萬金の分配も肯せざる時は職長組長は連袂辭職し、其解職手當を發して平職工に分配せよと云ふのである、之に對し労働史上にも見出す事の出來ない新記録であると思つた事の事である、實に這は組長會の美舉である、平戦上の等が通りつゝある争議は所謂西洋の權利義務思想より出たものであつて、組長會の採りつゝある所は所謂日本流の情義主義とも謂ふべき犠牲的精神から出たものである、組長會の精神を押し扱ひれば、故乃木大將軍に見る所の精神と同一體のもの

であると思ふ、我國が今日五大強國になつたと云ふて感服も得るのも、其元彼の犠牲的精神に依つて日清日露の戦争に打勝つたが爲めではないか、平和の戦争である世界的商工戰に勝つて居るののみ矢張り此の犠牲的精神を根柢とせなければならぬ事、元より分り切つた語ではないが、又住宅労働側にとつても組長會の交渉は調に五寸釘を打つ様に感ずるのである、平職工等の交渉は肩の落つた時に根柢を以て打つ位に感じ知て好い或興へるかも知れない、何と云へば今日の如き本況氣の場合は何れの工場に於ても往來の職工を發して行くに於て何れに苦んで居る位なのであつて解雇ストライキでもして休んだ方が苦痛が軽いとも云ふべき時代であるからである、要するに住宅労働側に於ける労働争議の勝敗は只一ツ波し船とも云ふべき組長會の關係に任かすか否かに依つて決すると云ふても過言でないと思ふ、ソレをしなすか否かといふ云ふならば暫行委員の無自覺、無智識なるに由るか、但しは彼等が如何に爲にする處ありて多數の職工を食ひ物にせんとするの魂膽であると思はれても逆辭がなからうと思ふ。



住宅電線工場 廿八日の入場者
住宅電線工場本日の入場者は職長組長五十名外百名合計百五十名であつたが其筋の警戒嚴重であつて何等の危険なく堂々と入場し就職したりと云ふ